

別表（第2条、第3条、第5条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別 等の区分(※ <sub>3</sub> )(※ <sub>4</sub> )	4 支給単価(※ <sub>3</sub> )	5 支給申請書提出先
医療機関等物価高騰 対策支援事業	県内に所在する 病院、診療所、 助産所、薬局を 運営する事業者 (法人又は個人)	病院(病床数200床以上) ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり700,000円</li> <li>・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※<sub>1</sub>) 1施設当たり350,000円を加算</li> <li>・一般病床1床当たり65,000円を加算</li> <li>・療養病床等(※<sub>2</sub>)1床当たり45,000円を追加</li> </ul>	福祉保健部 健康医療局 医療政策課
		病院(病床数100床以上200床 未満) ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり500,000円</li> <li>・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※<sub>1</sub>) 1施設当たり350,000円を加算</li> <li>・一般病床1床当たり50,000円を加算</li> <li>・療養病床等(※<sub>2</sub>)1床当たり30,000円を追加</li> </ul>	
		病院(病床数100床未満) ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり350,000円</li> <li>・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※<sub>1</sub>) 1施設当たり350,000円を加算</li> <li>・一般病床1床当たり40,000円を加算</li> <li>・療養病床等(※<sub>2</sub>)1床当たり20,000円を追加</li> </ul>	
		診療所(有床)(病床数1床以上 19床以下) ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり250,000円</li> <li>・一般病床1床当たり30,000円を加算</li> <li>・療養病床等(※<sub>2</sub>)1床当たり20,000円を追加</li> </ul>	
		診療所(無床)、歯科診療所 ※保険医療機関に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり200,000円</li> </ul>	
		助産所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり70,000円</li> </ul>	
		薬局 ※保険薬局に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり70,000円</li> </ul>	
<p>※<sub>1</sub> 救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)の認定及び病床数は令和5年6月1日時点とする。</p> <p>※<sub>2</sub> 療養病床等:療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床</p> <p>※<sub>3</sub> 令和5年6月1日時点で休床の病床は「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」及び「4 支給単価」の病床数に含めない。</p> <p>※<sub>4</sub> 「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」の病院又は診療所について、同一法人内に令和5年5月31日以前に療養病床等から転換した介護医療院又は介護老人保健施設を有する場合は、当該転換した病床数を含めた区分を適用する。</p>				

<p>高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業</p>	<p>県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人</p>	<p>訪問系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問型サービス(独自)</li> <li>・訪問型サービス(独自/定率)</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul> <p>※訪問型サービスは、「訪問介護」として申請のこと。</p>	<p>令和5年4月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額</p> <p>&lt;区分A&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり100,000円</p> <p>該当施設：以下のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設</li> <li>・令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設</li> </ul> <p>&lt;区分B&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり85,000円</p> <p>該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設</p> <p>&lt;区分C&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり70,000円</p> <p>該当施設：以下の両方に該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設</li> <li>・令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設</li> </ul> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p> <p>※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。</p> <p>※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。</li> </ul>	<p>福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課</p>
---------------------------	---------------------------------------	---	--	----------------------------

			<p>※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。</p> <p>※障がい者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系サービスの区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。</p>	
		<p>通所系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・通所型サービス(独自)</li> <li>・通所型サービス(独自/定率)</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> </ul> <p>※通所型サービスは、「通所介護」として申請のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり100,000円</li> <li>・定員1人当たり5,000円を加算</li> </ul> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p> <p>※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。</p> <p>※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。</li> </ul>	
		居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり70,000円</li> </ul>	
		<p>多機能型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護施設</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり300,000円</li> </ul> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p> <p>※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる)</p>	

		入所施設・居住系施設 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算 ※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当する施設に限る。 ※空床利用型の短期入所生活介護又は短期入所療養介護は対象外。空床利用型でなく、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に併設されている場合は、短期入所単体では補助対象としない。両サービスの定員を合算し、本体施設として申請すること。 ※従来型とユニット型の同一入所施設が同じ又は近接している場合は単一の施設とし、入所定員は合算すること。	
※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。				
障がい児福祉施設物価高騰対策支援事業	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	訪問系施設 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	・1施設当たり70,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	福祉保健部 ささえあい福祉局子ども発達支援課
		通所系施設 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	・1施設当たり55,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		入所系施設 ・障害児入所施設	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算	
※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。				

<p>障がい者福祉施設物価高騰対策支援事業</p>	<p>県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人</p>	<p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> </ul>	<p>令和5年4月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額</p> <p>&lt;区分A&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり100,000円</p> <p>該当施設：以下のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設</li> <li>・令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設</li> </ul> <p>&lt;区分B&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり85,000円</p> <p>該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設</p> <p>&lt;区分C&gt;</p> <p>単 価：1施設当たり70,000円</p> <p>該当施設：以下の両方に該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設</li> <li>・令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設</li> </ul> <p>※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。</p> <p>※高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系事業所の区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。</p>	<p>福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助</li> <li>・就労定着支援</li> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域移行支援</li> </ul>	<p>・1施設当たり70,000円</p> <p>※計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のうち、複数のサービスを提供する事業所の場合、い</p>	

		・地域定着支援	ずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。	
		・生活介護	・1施設当たり140,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・短期入所	・1施設当たり55,000円 ・定員数と令和5年4月の実利用者数のうち、少ない人数1人当たり5,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型)	・1施設当たり55,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・療養介護 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練	・1施設当たり100,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)	
		・施設入所支援	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算 ※障害者支援施設が実施する日中系サービスとの併給可能。	
		※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。		
救護施設物価高騰対策支援事業	県内に所在する救護施設を運営する法人	救護施設	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課

保育施設等物価高騰 対策支援事業	県内に所在する 保育施設等を運 営する事業者	保育施設等 ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業所 ・ 届出保育施設 ただし、在園児に係る給食費（食 材費含む）又は光熱水費を施設が 負担していること。	・ 児童1人当たり4,230円 ※児童数は令和5年6月1日時点とする。	子育て・人財局 子育て王 国課      子育て・人財局 家庭支援課
		子ども食堂 ただし、市町村から事業の委託 又は運営費の補助を受けて運営 している施設を除く。	・ 1施設当たり67,000円	
		児童養護施設等（入所施設） ・ 児童心理治療施設（入所） ・ 児童養護施設 ・ 乳児院	・ 入所児童1人当たり33,000円 ※児童人数は令和5年6月1日時点とする。	
		児童養護施設等（入所施設） ・ 母子生活支援施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 里親	・ 入所児童等1人（世帯）当たり25,000円 ※児童等人数（世帯数）は令和5年6月1日時点と する。	
		児童養護施設等（通所施設） ・ 児童心理治療施設（通所）	・ 通所児童1人当たり8,000円 ※児童人数は令和5年6月1日時点とする。	
		DV被害者等支援施設	・ 1施設当たり36,000円	